

個人5
法人3

課税期間の途中から登録を受けた場合、いつからインボイスを交付する必要があるのでしょうか。

課税期間の途中から登録を受けた場合は、登録日以後の取引について、取引の相手方（課税事業者に限ります。）からの求めに応じてインボイスの交付義務が生じます。

「登録日以後の取引」とあるように、インボイスの交付義務の対象は取引日ベースで考えることとなりますので、登録日よりも前に行った取引については、インボイスの交付義務はありません。

なお、「取引日」とは何かについては、通常、商品の販売であれば商品の引渡日、サービスであればサービス提供が完了した日となりますが、具体的には消費税法基本通達の第9章《資産の譲渡等の時期》をご参照ください。

《参考》

[消費税法基本通達](#)

